

事業スキーム、工事契約方法の検討

第2回小諸市上下水道一体ウォーターPPPあり方検討委員会
2025年9月1日

目次

1 事業スキームの検討	 2
2 工事契約および対価設定方法の検討	 13

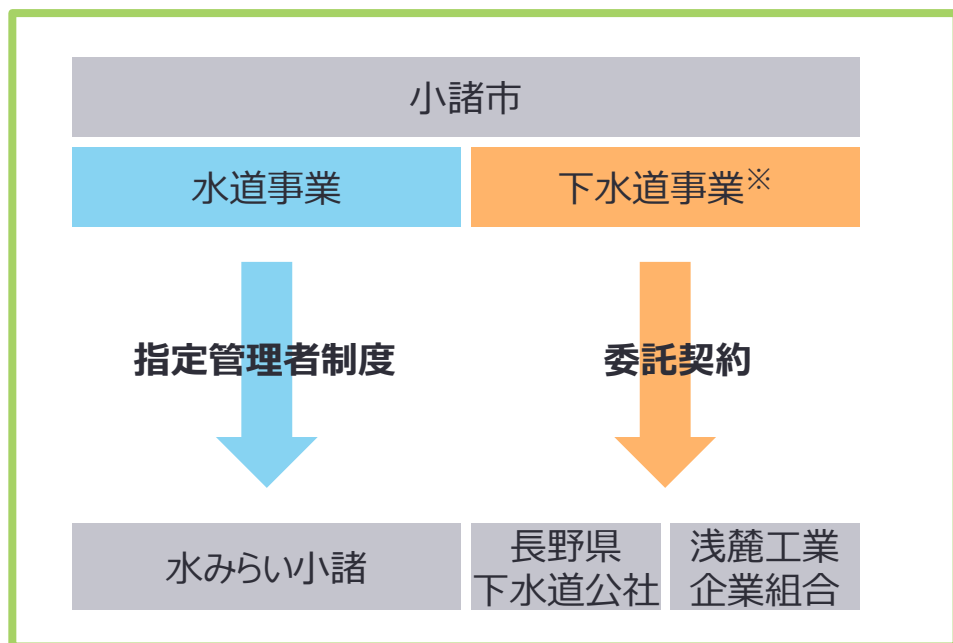
1. 事業スキームの検討

1. 事業スキームの検討

上下水道一体でのウォーターPPPLレベル3.5による事業実施を目指し、適切な事業スキームと事業者選定方法の検討が必要となる。

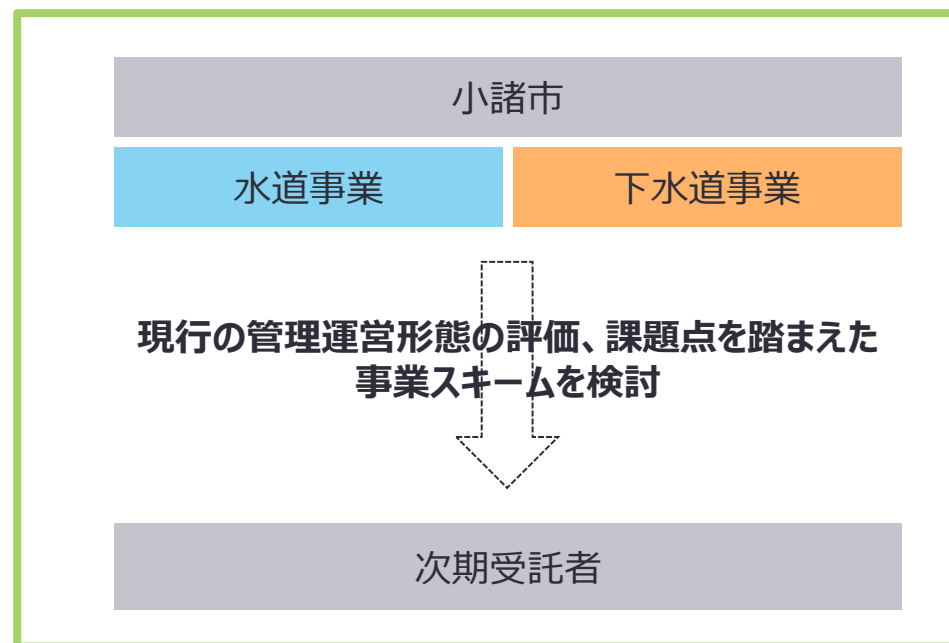
現行の管理運営体制

- ▶ 水道事業、下水道事業はそれぞれ別のスキームにより別々の事業者が実施によって管理運営されている。



次期管理運営形態（想定）

- ▶ 水道事業および下水道事業を一体の事業とし、4条関連業務を含め包括的に事業を実施できる管理運営形態を目指す。



※下水道使用料徴収業務は水みらい小諸が受託

※下水道事業には特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を含む

1. 事業スキームの検討

本事業の事業スキームとしては、水道事業にて活用を行っている「指定管理者制度」若しくは、一般的な委託方式である「委託契約」のいずれかが想定される。

委託契約 根拠法令		指定管理者制度	委託契約	【参考】PFI事業
	根拠法令	地方自治法	地方自治法、民法	PFI法
	契約期間	規定はないが3～5年 (小諸市ガイドライン ^{*1})に記載)	規定はないが比較的短期 (単年度～数年程度)	規定はないが比較的長期 (7～30年程度)
	適用可能な 業務範囲	公共施設の維持管理・運営等（条例で定める）	法的規定はなし（地方公共団体が規約を定める）	公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等（行政権限の行使等は除く）
	事業者選定 方法	- 原則「公募」だが、合理的な理由がある場合は「非公募」により特定の団体を指定可能。^{*1} - 一定の評価を得た既存事業者は再指定を受けることが可能。このため条例によるモニタリングの仕組みが必要。^{*1}	費用重視・技術力重視等の背景を考慮し、「競争入札」、「公募」または「公募によらない随意契約」を選択可能。^{*5}	- 原則として総合評価一般競争入札^{*2}または公募型プロポーザル方式^{*3}。 - 民間提案を行った事業者と公募によらない随意契約も可能^{*4}
論点	論点1		論点2	
	更新工事を指定管理業務の範囲に含めることが可能か？		事業者選定をどのように進めるか？ (既存事業者が有利ななか、公募/非公募のいずれが妥当性があるか)	
			公募で事業者選定を行う場合は要検討	

【出典】*1)「小諸市公の施設指定管理者制度運用ガイドライン」、小諸市、令和7年4月 | *2)「地方公共団体におけるPFI事業について」、総務省、平成12年3月29日(自治画第67号) | *3)「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0 - 4.5 審査・選定」、国土交通省、令和7年4月 | *4) PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル、内閣府、令和3年4月 | *5) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン、日本下水道協会、令和2年11月

論点1 指定管理者制度を活用する場合、小諸市では水道事業に関し、設置条例にて対象とする業務を規定。更新工事及び下水道事業についても同様の規定を設けるか検討が必要

- ▶ 地方自治法においては指定管理者の業務範囲に明確な規定はなく、具体的な業務範囲の設定については、条例にて定めることとしている。
- ▶ 水道事業については、主に3条関係の業務について条例中に根拠を設けており、業務範囲を拡大する際には、**条例改正が必要**と考えられる。

地方自治法における指定管理者の業務範囲

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「**指定管理者**」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

～以降省略～

小諸市条例（水道）における指定管理者の業務範囲

「小諸市水道事業の設置等に関する条例」

（指定管理者が行う業務）

第4条の3 指定管理者は、[前条第1項](#)の規定により指定管理者が管理を行う場合において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 取水、浄水及び配水に関する業務
- (2) 水質の管理及び検査
- (3) 水道施設の維持及び保全に関する業務
- (4) 給水に関する業務
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務
（平30条例26・追加）

【水道事業】3条関係を中心にした規定

【下水道事業】具体的な対象業務の設定は行っていない

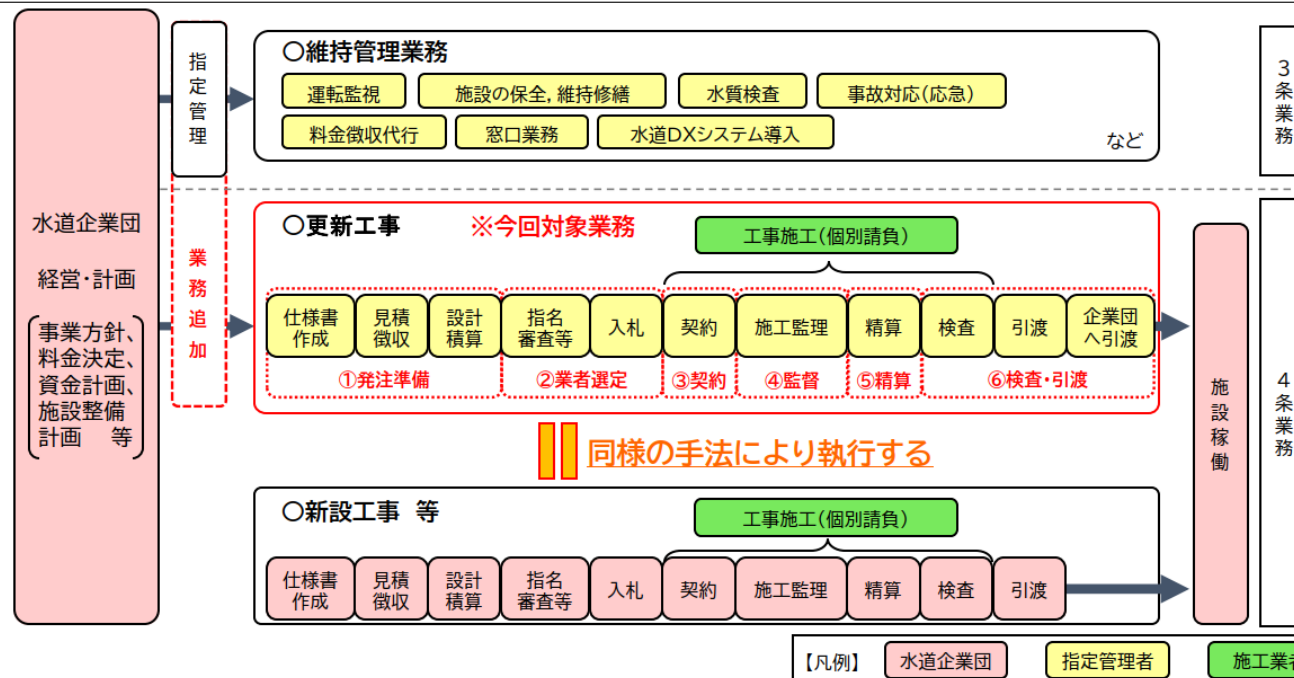
論点1 広島県の指定管理業務は当初維持管理のみを業務範囲としていたが、本年度より更新工事について県の発注代行との位置づけで追加された

- ▶ 広島県の場合、指定管理者条例では業務範囲の詳細な規定がないため業務範囲設定の自由度が高く、また地方自治法からも更新工事の追加を妨げるものではないと判断された。
- ▶ 指定管理者は直接工事は実施せず、県に対する発注代行の位置づけとなっている。

指定管理業務における更新工事の執行方法



拡大により追加する業務は、整備計画に基づく発注準備から検査・引渡までを対象としている。
更新工事の施工については、水道企業団と同様の入札・契約制度を適用し、工事施工業者との個別請負により実施することとしており、指定管理者である(株)水みらい広島による自社施工は行わない。



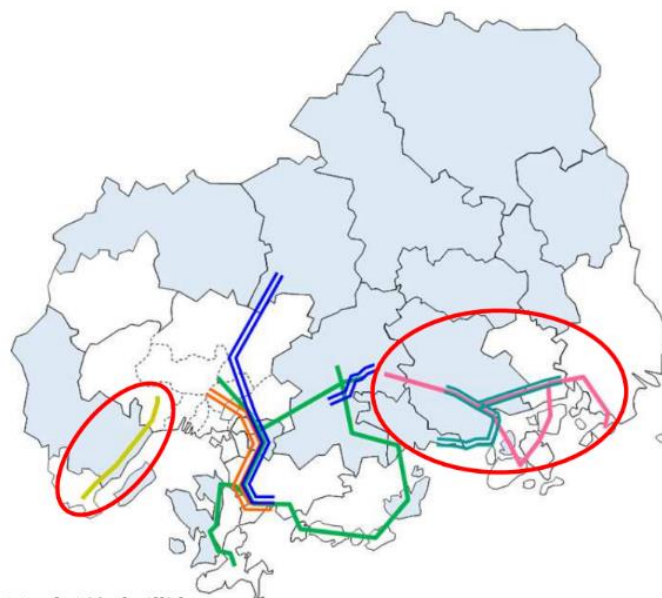
【参考】広島県水道広域連合企業団の対象範囲と指定管理者制度の対象事業について

【参考：事業概要】

広島県水道広域連合企業団が経営する水道事業等



水道企業団では広島県から承継した水道用水供給事業、工業用水事業、市町から承継した水道事業を経営している。そのうち、広島西部地域水道用水供給事業・沼田川水道用水供給事業・沼田川工業用水道事業については指定管理者制度を導入しており、指定管理者として株式会社水みらい広島を指定している。



〈市町水道事業〉

14水道事業【水道企業団参画市町※】

〈※参画市町〉 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

〈水道用水供給事業〉

広島水道用水供給事業

〈給水区域〉 広島市、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、大崎上島町、愛媛県今治市

広島西部地域水道用水供給事業

〈給水区域〉 広島市、大竹市、廿日市市

沼田川水道用水供給事業

〈給水区域〉 三原市、尾道市、福山市、東広島市、愛媛県上島町

指定管理者による運転監視、維持管理

〈工業用水道事業〉

太田川東部工業用水道事業

〈給水区域〉 広島市、呉市、府中市、海田町

太田川東部工業用水道第2期水道事業

〈給水区域〉 広島市、呉市、東広島市、府中市、海田町

沼田川工業用水道事業

〈給水区域〉 竹原市、三原市、尾道市、福山市

指定管理者による運転監視、維持管理

論点1 指定管理者制度に更新工事を含めることは可能であるが、現在の小諸市の条例を踏まえると、条例改正について検討を行うことが求められる

論点

更新工事を指定管理業務の範囲に含めることが可能か？



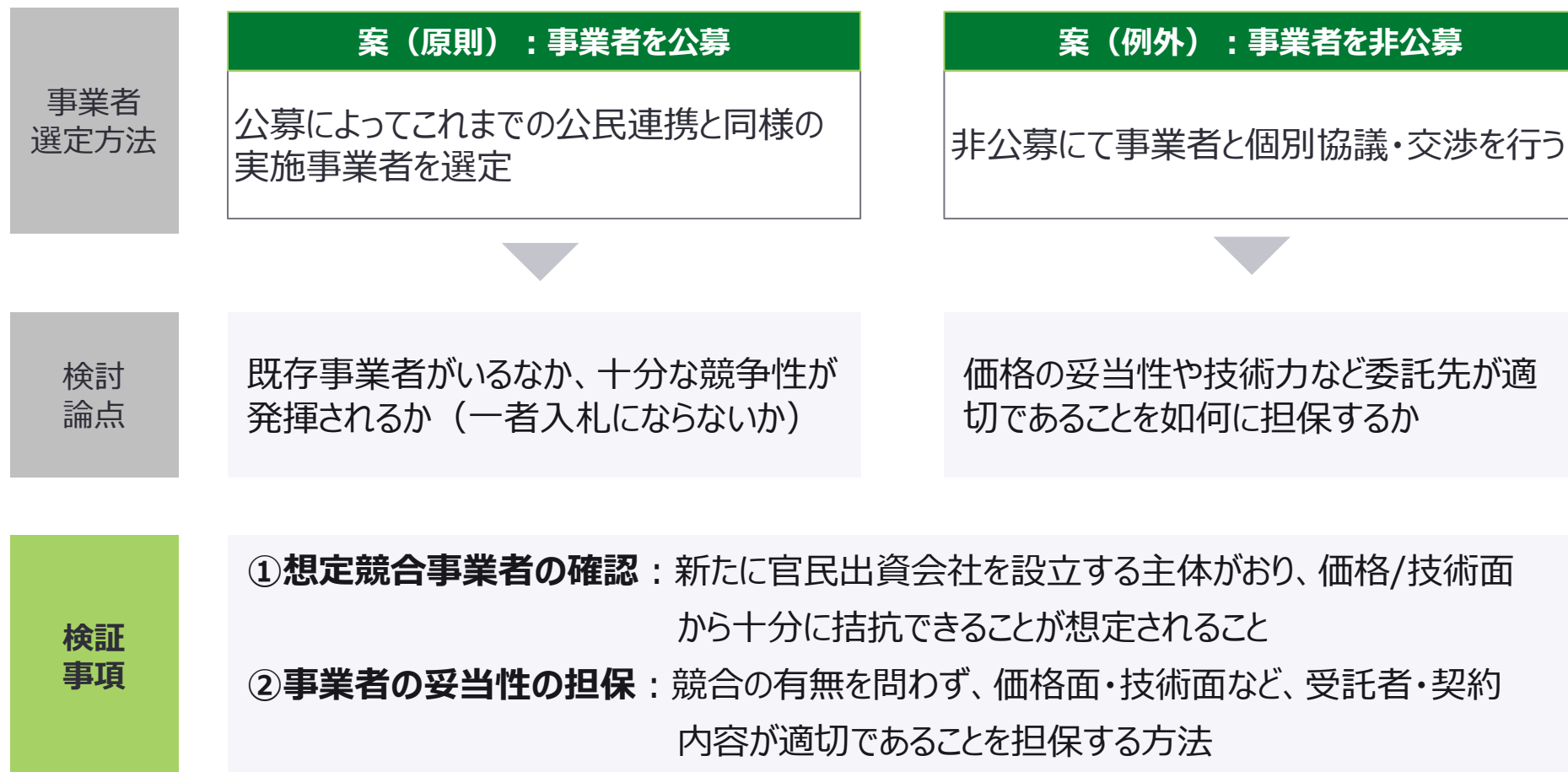
検討結果

指定管理業務に**更新工事を含めることは可能**

追加論点

- ▶ 指定管理者制度のもとで上下水道一体で事業を実施する場合、小諸市に少なくとも下水道設置条例については、**条例改正が必要である**。
 - 水道： 「小諸市水道事業の設置等に関する条例」には業務範囲の記載がある。更新工事については解釈上で可能であるかについて検証が必要。
 - 下水道： 「小諸市公共下水道事業の設置等に関する条例」等には指定管理業務に関する条項がない。
- ▶ **条例改正に関する議会付議を考慮した事業スケジュールの検討が必要**
- ▶ **一方で、指定管理者制度を活用したモニタリングなど事業の適切性を高める効果が期待できる**

論点2 上下一体・ウォーターPPP（更新実施型）への移行に際し、公募型での実施と既存事業者との個別交渉を前提とする場合、いずれが適切性が高いか比較する必要がある



論点2 競争性の確認/妥当性の担保のため、今後市場調査や効果とコストとの比較を行うことで本件で採用する事業者の選定方式について検討を深めることを想定する

	検証事項① 想定競合事業者の確認	検証事項② 事業者の妥当性の担保
前提条件	▶ 公募とする場合には、公募・選定、引き継ぎに一定の時間を確保する必要がある ▶ 事業スケジュール・交付金要件の充足に時間がかかる	▶ 価格面・技術面など、受託者・契約内容が適切であることを担保する方法（公募/非公募を問わず）
検証すべき事項	▶ 現状と同等の公民連携体制を維持できること ▶ 新たな提案や費用の節減等が見込まれること※1	▶ 価格・技術面から選定先が十分であるといえるか ▶ (公募の場合)選定・新会社の設立・引継ぎを踏まえても十分な効果が見込まれるかこと※2
今後の方針	① 本件について市場調査を行い、想定される事業者が存在するかについて確認 ② 提案事業者が存在する場合、設立・選定等のコストを前提としても十分な提案が想定されるか（ヒアリングにて確認） ③ 公募を行わない場合の理由について整理（次ページに理由案について整理）	

※1 一定の金額引き下げや選定基準（新規提案がないと失格等）を行うことで担保する例も存在する

※2 本件については、民が過半数を持つ会社であるため出資者の入替は想定しない

論点2 スキーム上の検討及び競争環境を踏まえた場合は、市出資による会社や下水道事業を含めた体制が構築できることなどを理由として公募を行わないとすることも考えられる。

- ▶ 水道事業における水みらい小諸の設立経緯、市の出資により公的統制が取りうることなどから選定をしない理由ということも考えられる。

相手方	株式会社水みらい小諸
該当条項	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 ※随意契約「契約の性質や目的等が競争入札に適さないことを想定」を想定して作成
理由 (想定)	本市においては、上下水道事業の公益性や必要とされる技術力を担保しつつ、民間事業者の経営・技術上のノウハウや創意工夫を反映した事業の効率化を目的とし、公民共同出資による株式会社水みらい小諸（出資比率：小諸市35%、水ing AM 55%、第一環境10%）を設立している。 これまでに同社は水道事業の管理運営業務全般および下水道事業に関する一部業務（下水道使用料徴収業務）を実施してきており、モニタリング結果としても十分な評価を得ている。 今般、上下水道一体での業務委託を考えた場合は、公益性と効率性を両立するため、水道事業と同様に官民出資による会社による運営が望ましいと考えられる。 これらの事情を考えた場合、水道事業および下水道事業のさらなる効率化のため、以下の理由から株式会社水みらい小諸への委託が適切であると考えられる。 ①市の出資による公的な統制と説明責任の担保 水みらい小諸については、小諸市は35%出資により特別決議事項の拒否権を保持している。費用面についても事前に公共と同等の積算基準を求めるなど、公的統制と説明可能性の両面から担保することができる。 ②市場環境の状況 これまで市職員も含めた技術・ノウハウの蓄積を行っており、他社が新たに会社創設を行うことは、現実的に困難な状況であるなど、実効的競争が成立しない状況にあるため。 ③これまでの水道事業の評価と下水道事業の状況 水道分野においては、同社が市によるモニタリングでも一定の評価を得ているとともに地域の技術的受け皿として成果を発揮している。また、同社に出資する水ing AMは周辺地域で下水道事業の管理運営実績を有するなど、実績・技術面でも対応が可能である。 以上より、事業の公益性と効率性を両立して上下水道事業を一体管理できるのは水みらい小諸のみであり、本契約は入札には適さないことから、随意契約を締結する。

1. 事業スキームの検討

【参考】 委託託契約において公募によらず特定の事業者と契約する場合、地方公営企業法で規定される要件を満たす必要がある。

- ▶ 民間事業者との随意契約が適用できる場合の要件は地方公営企業法施行令第21条の13で規定され、項目は以下のとおり。

No.	随意契約適用の要件（地方公営企業法施行令第21条の13）	本事業において要検討
1	契約予定価格が地方自治法および地方公共団体が定める上限額を超えない	×（※）
2	契約の性質や目的等が競争入札に適さない	○
3	障害者福祉および生活困窮者支援等に係る物品買入れや役務提供に係る契約である	×（上下水道と関係ない）
4	新商品や新役務の買入れ・提供に係る契約である （中小企業等による新事業の支援を意図したもの）	×（本事業の趣旨には当てはまらない）
5	緊急の必要により競争入札ができない	×（緊急性はない）
6	競争入札を行うと不利になる （リース契約の継続等、業者を変えない方が経済的な場合等を意図したもの）	○
7	時価と比べて著しく有利な価格で契約できる （契約時点において業者が商品を将来分まで大量に抱えることができる場合等を意図したもの）	×（本事業の趣旨には当てはまらない）
8	競争入札をしても入札者がいない、または再入札しても落札者がいない	-（入札実施後の判断）
9	競争入札の落札者が契約をしない	-（入札実施後の判断）

（※）小諸市の場合は、契約上限額は「工事または製造の請負」で130万円、「その他」で50万円としている（現行地方公営企業法施行令と異なる）。

2.工事契約および対価設定方法の検討

更新実施型での事業実施に際して、妥当性のある工事契約方法および対価設定方法を検討する必要がある。

- ▶ 工事契約においては、事業開始段階で金額や対象工事を決めて発注することが原則であるが、業務開始後の計画策定や維持管理を踏まえた見直しによって、対象の追加・変更が生じた際に、金額の妥当性を如何に担保するのが論点となる
- ▶ 本件に関連し、事業途中に具体的な更新等を追加している例として、5事例の調査を実施した。

事例調査結果まとめ

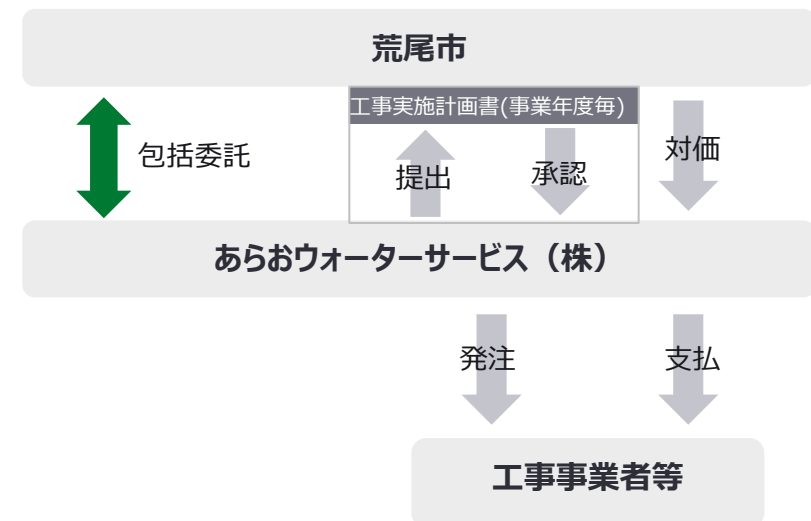
項目	調査結果概要	調査事例
契約方法	契約方法は大きく分けて2つの方法がある。 1) 事業の対象となる全更新工事に対し一括で契約締結する方式 2) 事業開始後一定期間以降に予定する更新工事について、事業途中に契約締結する方式	① 荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ) ② 箱根地区水道事業包括委託（第3期） ③ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業 ④ 豊橋浄水場再整備等事業 ⑤ 広島県水道用水・工業用水供給事業
対価の決め方、支払い方法等	- 入札段階で発注者が工事の上限金額（※予算枠、実際の支払いは計画・積算に従い決定）を定める場合がある。（事例①、④） - 多くのケースでは費用の積算方法や支払方法について事前に提示を行っており、当該内容に従って事業者を支払う対価を決めることとしている。 - 管路と管路以外の施設で対価の設定方法を分けているケースがある（事例①）	

事例①：荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ) - 事業概要 -

事業概要

事業期間	▶ 5年（R3年4月～R8年3月）
事業名称	▶ 荒尾市水道事業包括委託（第2ステージ）
契約形態	▶ 水道法に基づく第三者委託に、営業業務、建設設計業務、総務系業務を加えた包括的な業務 ▶ 性能発注およびプロフィットシェア条件を含むウォーターPPPLレベル3.5に準じる契約内容
契約額	▶ 約58億円
受託者	▶ あらおウォーターサービス株式会社 （出資者：メタウォーター(株)、荒尾市管工事協同組合、(株)エースウォーター、国際航業(株)、(株)、NTTデータ）
対象事業	▶ 水道事業
対象施設	▶ 水道施設：水源、ポンプ場、配水池、管路等
業務範囲	▶ 維持管理（水源、ポンプ場、配水池、管路等） ▶ 更新（ポンプ場、配水池、管路等） ▶ 窓口、検針、料金収納業務 ▶ 経営・計画更新支援 ▶ 危機管理対応業務 等

事業スキーム<工事に関する対価 決定方法>



【工事費の支払方法】

個別工事毎に工事費用を算出

（管路（毎年度）、管路以外（提案時））

- ① 管路工事に関する翌事業年度にかかるサービス対価（工事等）

$$= \text{個別工事毎の設計額の合計額} \times \text{事業者提案削減率}[\bullet]\%$$
- ② 管路工事を除く翌事業年度にかかるサービス対価（工事等）

$$= \text{個別工事毎に対する事業者提案記載の金額}$$

事例①：荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ) - 工事発注・契約方法 -

- ▶ 工事に係る契約を事業開始時に一括で締結する、すなわち契約変更を行わない方式を採用している。

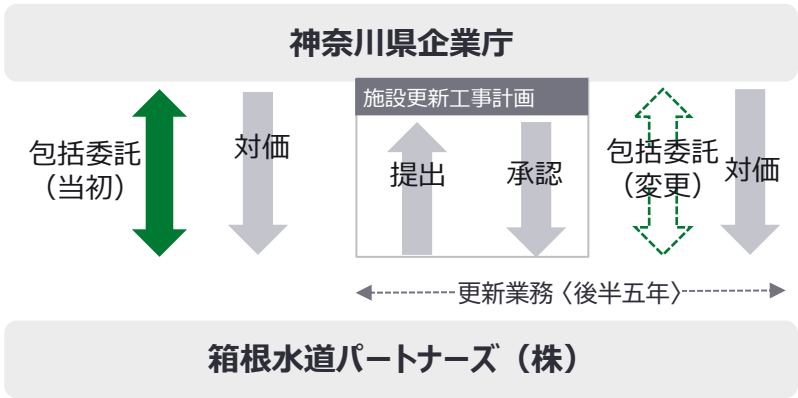
工事に係る契約方法	● 事業期間中に予定される全ての工事について、事業開始時に一括で契約する。（契約変更なし）
対価の決め方	● サービス対価は、事業者提案記載の金額を上限とする。 ● サービス対価の計算方法 a) 管路工事に関する翌事業年度サービス対価 $\text{＝ 個別工事毎の設計額の合計額} \times \text{事業者提案削減率} [\bullet\%]$ （公募時に管路工事一式の見積上限額が決まっており、事業者側に費用削減率を提案させる方法。工事の数量は決まっておらず、上限額の範囲内で実施することになる。） b) 管路以外の工事に関するサービス対価 $\text{＝ 個別工事毎に対する事業者提案記載の金額}$ （事業者は提案時に各設備（ポンプ、計器等）の費用内訳を提示する。）
金額の妥当性の確認方法	● 管路は標準歩掛に基づき妥当性を評価し、管路以外は提案書記載の金額が根拠となる。 ● 翌事業年度の工事実施計画書に定める工事等に対し、それらの工事等にかかるサービス対価を上記の計算式で算定し、年度ごとに市の承諾を得る。

事例②：箱根地区水道事業包括委託（第3期） - 事業概要 -

事業概要

事業期間	▶ 10年（R6年4月～R16年3月）
事業名称	▶ 箱根地区水道事業包括委託（第3期）
契約形態	▶ 水道法に基づく第三者委託と従来型業務委託を併用し、建設改良工事を含む（ウォーターPPPLレベル3.5に相当）
契約額	▶ 約96.2億円（後半5年間の更新費用は含まず）
受託者	▶ 箱根水道パートナーズ株式会社 （代表企業：月島JFEアクアソリューション株式会社／構成企業：株式会社デック、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、神奈川県管工事業協同組合）
対象事業	▶ 水道事業
対象施設	▶ 水道施設：浄水場、ポンプ所、配水池、管路施設等
業務範囲	▶ 浄水施設維持管理 ▶ 更新（水道管、浄水場、ポンプ所）に係る設計、工事 ▶ 水質管理 ▶ 漏水調査 ▶ 給水装置審査・検査 ▶ 窓口、検針、未収金徴収業務 ▶ 行政資産管理 ▶ 危機対応業務

事業スキーム<工事に関する対価 決定方法>



要求水準書における業務内容
【施設更新計画等原案作成提案業務】

施設更新計画等原案作成提案業務

令和11年度～令和15年度以降の施設更新工事計画案作成業務	調査、計画、工事設計、 <u>工事費積算業務</u>
令和16年度～令和25年度までの施設整備計画の原案作成補助業務	調査、計画、工事設計、工事費積算業務

事例②：箱根地区水道事業包括委託（第3期） - 工事発注・契約方法 -

- ▶ 工事に係る契約を事業開始後に「変更契約」として締結する方式を採用している。

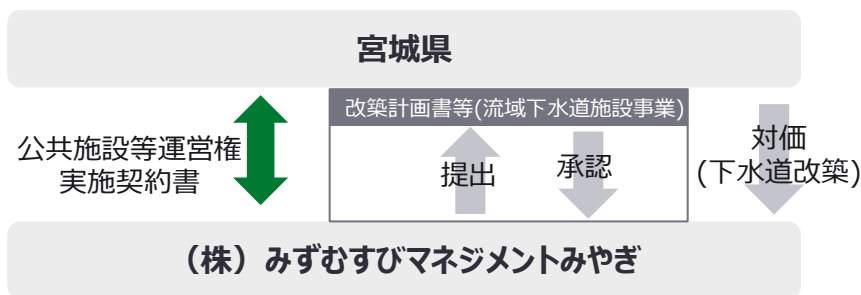
工事に係る契約方法	● 事業開始時に基本契約書を締結し、前半5年間については発注者が指定する工事につき提案段階で事業者が工事費を積算・提示をするが、後半5年間の工事費は当初の基本契約書には含まない。 ● 後半5年間では受託者が作成する更新工事計画に基づき工事費用にかかる変更契約を締結する。 ● 上記基本契約とは別に、各事業年度の委託費にかかる実施契約書を締結する。（毎年締結）
対価の決め方	● 各事業年度の工事実施計画書に定める計画修繕・施設更新にかかる個別工事に対し、提案書記載の積算方法（※）に従い金額を算出する。 （※）施設更新費（資本的支出）については、提案書に前半5年間の総額および工事種別・年度ごとの金額内訳を記載することとなっており、後半5年間については特に提案は求めている。（積算式等を提示するわけではない）
金額の妥当性の確認方法	● 受注者の積算に基づく提案書／変更契約の金額を根拠とする。尚、前半5年間の費用については、公募時に発注者が提供する参考資料（図面等）をもとに入札者が発注者が提供している。

事例③：宮城県上工下水一体官民連携運営事業 - 事業概要 -

事業概要

事業期間	▶ 20年（R3年4月～R23年3月）
事業名称	▶ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）
契約形態	▶ コンセッション方式（ウォーターPPPLレベル4） ▶ 下水道施設の改築については改築実施基本協定・年度実施協定を締結
契約額	▶ 約10億円（運営権対価） （運営権者による総予定事業費：1,563億円）
受託者	▶ 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ （出資企業：メタウォーター(株)、ヴェオリア・ジェネッツ(株)、オリックス(株)、(株)日立製作所、(株)日水コン、(株)橋本店、(株)復建技術コンサルタント、産電工業(株)、東急建設(株)、メタウォーターサービス(株)、）
対象事業	▶ 水道用水供給事業 ▶ 工業用水道事業 ▶ 流域下水道事業
対象施設	▶ 水道：取水・導水施設、浄水場、送水施設 ▶ 工業用水道：取水・導水施設、浄水場、配水施設 ▶ 下水道：排水施設、処理施設
業務範囲	▶ 経営関連業務（事業計画の策定、危機管理対応等） ▶ 料金収受、財務管理 ▶ 施設維持管理（運転管理、保守点検、修繕等） ▶ 更新、改築工事 ▶ 薬品・資材調達 等

事業スキーム＜工事に関する対価 決定方法＞



流域下水道（改築）計画フロー

改築計画書（「料金期間」毎に作成）

→総額（5年間）の設定

改築の方針・概要、改築費用※、改築のスケジュール、改築対象設備ごとの健全度評価結果、更新または長寿命化の検討結果、改築内容

※積算方法（標準歩掛・3社見積等）について記載

※提案により、公募型見積契約等を採用

改築実施基本協定

→毎年度の予定額の設定（5年間）

年度実施協定（年度ごとの実行計画）

→個別の工事名、完成期限、改築費用等を記載

事例③：宮城県上工下水一体官民連携運営事業 - 工事発注・契約方法 -

- ▶ 本事業はコンセッションであるが、流域下水道事業における改築業務に係る特則を設け、別途協定を締結することにより改築費用を定めることとしている。

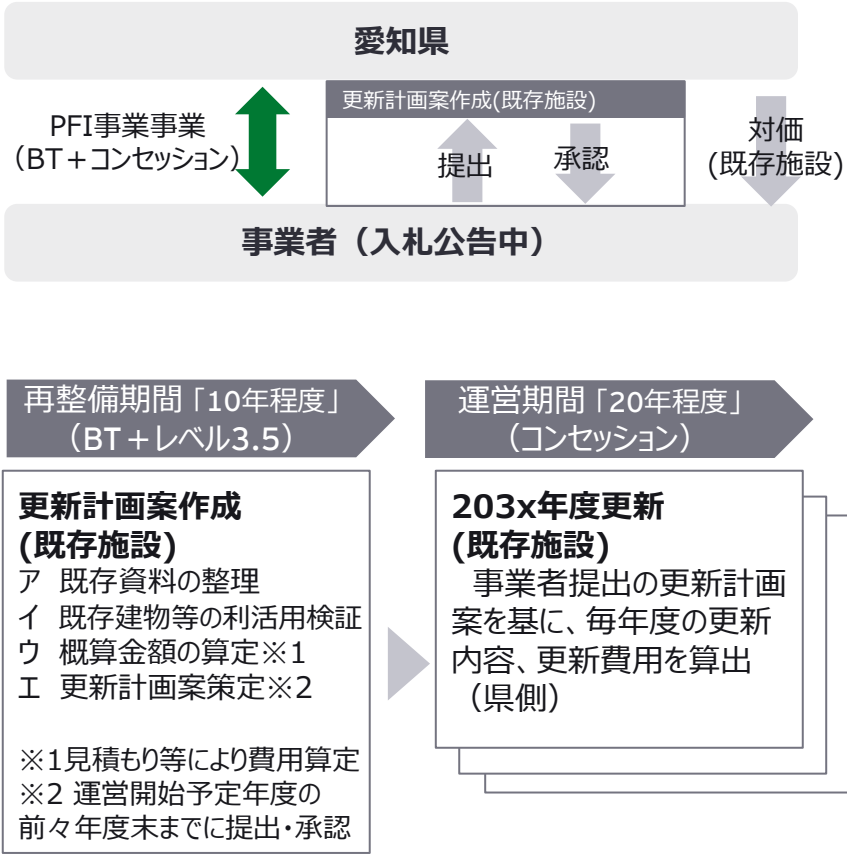
工事に係る契約方法	● 県により流域下水道事業に係る改築計画書が作成された場合、運営権者は、この計画書のうち運営権設定対象施設の改築について、当該改築計画の事業開始時^{*)}に県との間で改築実施基本協定を締結する。改築基本協定には、運営権者が実施予定の改築業務に要する費用の総額及び各事業年度の改築業務の費用を規定する。 ^{*)} 事業初年度の4月20まで ● 基本協定とは別途、各事業年度の改築業務に含まれる各工事の費用にかかる年度実施協定を締結する。
対価の決め方	● 改築費用（総額・各事業年度ともに）は、改築実施基本協定に記載された総額および各事業年度の金額以内とし、運営権者が提示する。国の補助金が要望額と相違する場合は、当該事業年度の改築業務を補助金の配分額に合わせた内容とする。ただし、配分額に合わせることで要求水準を満たさないことになる場合は、最低限要求水準を満たすことを前提とした費用を規定することとし、補助金との差分は県が負担する。 ● 運営権者は年度実施協定に定める工事に対し、出来高払いを受ける。（通常のコンセッションの支払い方法とは異なる）
金額の妥当性の確認方法	● 要求水準書にて、運営権者が提示する金額は標準歩掛表に準じて積算する、もしくは、歩掛表がない場合は3社見積取得により金額設定することとしている。

事例④：豊橋浄水場再整備等事業 - 事業概要 -

事業概要

事業期間	▶ 30年程度（R7年度～R38年3月31日）
事業名称	▶ 豊橋浄水場再整備等事業
契約形態	▶ PFI方式（豊橋浄水場再整備をBT方式で、再整備後の運営・維持管理をコンセッション方式で実施する） ▶ ウォーターPPPLレベル3.5相当（その他関連する施設）
契約額	▶ 300～320億円（再整備費のみの参考金額）
受託者	未定（入札手続き実施中）
対象事業	▶ 水道事業
対象施設	▶ 水道：取水・導水施設、浄水場
業務範囲	▶ 再整備（設計、撤去・新設工事） ▶ 更新（計画策定、更新工事） ▶ 維持管理（施設運転、保守・点検、修繕、水質管理等） ▶ 統括運営（総務・経理、セルフモニタリング、危機管理等）

事業スキーム<工事に関する対価 決定方法>



事例④：豊橋浄水場再整備等事業 - 工事発注・契約方法 -

▶ 豊橋浄水場の再整備を特定事業契約に基づきPFI（BT）方式で、加えて関連施設（同浄水場既存施設や他の浄水場、場外管路等、一体管理に含む施設）の更新はウォーターPPPLレベル3.5に準じて実施する。

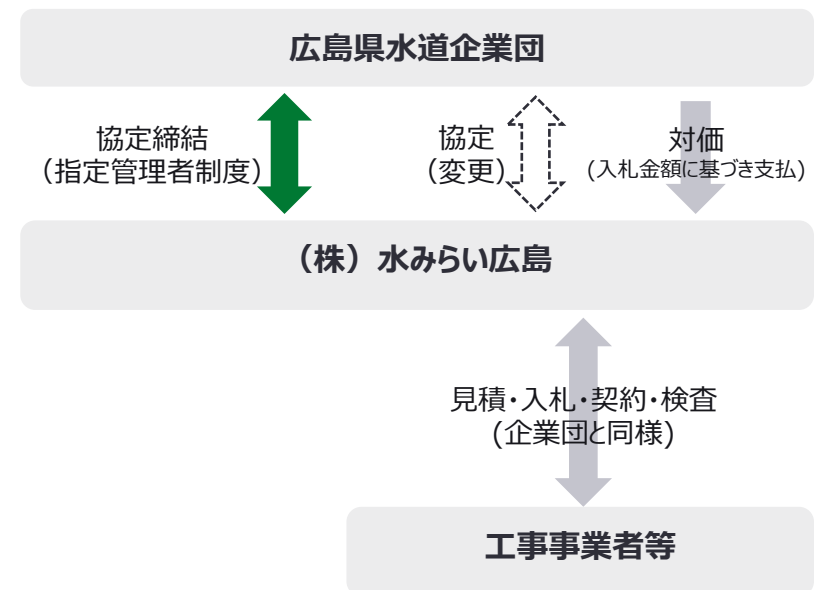
工事に係る契約方法	● 豊橋浄水場再整備：BT方式による再整備の事業期間（10年間）につき特定事業契約を締結する。変更契約は原則なし。（インフレ条項のみ） ● その他関連施設：ウォーターPPPLレベル3.5に準じ、毎年度変更契約を締結する。
対価の決め方	【豊橋浄水場再整備】 ● 入札説明書で更新工事（浄水場再整備）に係るサービス購入料の予定価格（総額）が定められている。 ● サービス購入料は、予定価格を超えない範囲で事業者が提示する金額とする。 ● 県は各年度につき1回、出来高に相当するサービス購入料を事業者に支払う。 【関連施設（豊橋浄水場の既設部分、南部浄水場、場外管路）】 ● 事業者が設備更新に必要な費用について見積等により概算金額を算定する。 ● 事業者が必要額等を計上した更新計画案の作成・見直しを行い、県と協議し更新計画を定める。 ● 当該更新計画に基づいて、毎年、翌年度に実施する工事につき県が予定価格を示し、事業者と協議のうえで金額を決定する。
金額の妥当性の確認方法	● 豊橋浄水場再整備：事業者の見積に基づく提案金額を根拠とする。 ● 関連施設：県の見積に基づく予定価格を根拠とする。

事例⑤：広島県（水道用水供給および工業用水道事業） - 事業概要 -

事業概要

事業期間	▶ 5年（R5年度～R9年度） ※ 3 期目
事業名称	▶ 広島西部地域水道用水供給事業 ▶ 沼田川水道用水供給事業 ▶ 沼田川工業用水道事業
契約形態	▶ 指定管理者制度による協定締結
契約額	▶ 300～320億円（再整備費のみの参考金額）
受託者	株式会社水みらい広島 （出資者：水ing株式会社、広島県企業局、呉市上下水道局）
対象事業	▶ 水道事業 ▶ 工業用水道事業
対象施設	▶ 水道および工業用水道：取水・導水施設、場外施設（ポンプ所、調整池等）、送水施設
業務範囲	▶ 水道施設の運転監視 ▶ 水道施設の維持管理 ▶ 水質管理 ▶ 窓口業務、料金徴収代行 ▶ 給水の緊急停止、庁舎管理 ▶ 更新工事（R7年度～） ※新設工事は、企業団が実施

事業スキーム＜工事に関する対価 決定方法＞



事例⑤：広島県（水道用水供給および工業用水道事業） - 工事発注・契約方法 -

- ▶ 更新工事は事業開始時点で協定に概要が示されるものの、実際の実施内容は事業途中で協定に「追加」される。
- ▶ MMH自身は直接工事を実施せず、県に代わる「発注代行」の位置づけである。

工事に係る契約（協定）方法	● 5年間で1期として県と間で協定を締結（現在3期目、R5年度～） ● 事業開始時点の協定において更新工事の概要や概算金額等が示されている ● 実際に更新工事に係る協定を締結するのは事業開始後。県の更新計画（10年分策定済み）に基づき、2年経した段階（R7年度以降）で更新工事の協定を「追加」する方式。（したがって追加分は随意契約ではない） ● 工事はMMH自身では行わず、MMHが競争入札を実施し施工業者に発注する（MMHは県に代わる発注代行の位置づけ）
対価の決め方	● 県の更新計画に基づき協定締結時にMMHが積算する ● 更新工事にかかる入札予定価格はMMHが決める
金額の妥当性の確認方法	● 公共と同等の入札を通した業者選定プロセスにより工事金額が決定される。（このため金額の妥当性は高い）

事業期間中の追加工事費については、事業者側に公共と同等の積算方法を求める一方で、契約方式については民間裁量とすることで、妥当性と効率性を図る方式が想定される。

- ▶ 概ね、事業期間中の工事費用については、標準歩掛や見積もり等、公共が積算する際に準じた取り扱いを事業者を求めることで、金額の妥当性を確保している。
- ▶ 本件においても、金額については同様の方式とする一方で、契約方式については、民間裁量とするなど効率性を求めることが考えられる（地元事業者が担うべき業務などについては条件を設定）。

各事例の工事金額の妥当性確認方法および本事業に活用できるポイント

事例	工事金額の決定方法	本事業に活用できるポイント、留意点等
①荒尾	● 管路：事業開始当初は上限金額のみ決まっており、事業開始後に民間側が標準歩掛等を基に積算する ● 管路以外：事業者が提案書に記載した金額が根拠	管路の金額算定・評価方法は、 入札時点で工事内容が決まっていない場合に有効 と考えられる。
②箱根	● 前半5年間の工事費：提案時に事業者が積算・提示した金額を根拠とする。 ● 後半5年間の工事費：提案時点では金額根拠や算出方法は規定されない。	事業開始後に提案される後半5年間の工事費について評価する根拠が無いため、妥当性の確保が難しいと考えられる。
③宮城	● 運営権者が提示する金額は、標準歩掛表もしくは3社見積が根拠となる。	全ての工事に関する金額の根拠を基本的に運営権者側に示すよう要求しており、 発注者側の確認も容易である 。
④豊橋	● 豊橋浄水場再整備：事業者の見積に基づく提案金額を根拠とする。 ● 関連施設：県の見積に基づく予定価格を根拠とする。	関連施設については事業者側が見積を取得し、県が金額の妥当性を担保する方法をとっており、 発注者側としても別途見積・積算等が必要となる 。
⑤広島	● 指定管理者が工事業者を競争入札によって選定することで、従来の公共と同等の妥当性が確保される。	公共と同等の手続きになるため 指定管理者側の負担が大きく、民・民契約によるスピード感や柔軟性、コスト削減等の効果が得られない 。